

通し 番号	事業 番号	事務事業名	部署名	事業の目的	事業の概要	成果
1	926	監査委員監査の事務運営	監査委員事務局	地方自治法第195条の規定により監査委員を設置し、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するため。	地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、市の行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的として、監査委員が監査・検査・審査を実施する。 また、監査委員として必要とされる知識の習得のため、各委員が研修等に参加する。	・監査方針及び年間監査計画に基づき、滞りなく監査等の実施ができた。 ・監査委員が研修等に参加し、必要とされる知識の習得及び情報交換が図られた。
2	927	監査等事務運営	監査委員事務局	監査委員が適正かつ効率的に監査の実施ができるよう、監査資料の事前調査や監査報告書作成等の事務補助を行う。	・年間監査計画に基づき、定期監査、決算審査、財政援助団体等監査、例月現金出納検査などの予備調査を行い、監査委員に報告をするとともに、その結果を公表し市民に周知する。 ・会議や研修会を通して、資質向上や情報交換・収集を図る。	・効率的、効果的な監査の実施につながるよう、監査委員を補助することができた。 ・事務執行に必要な知識習得のため研修に参加し、事務局職員としての資質向上が図られた。 ・監査委員の任期満了に伴い、新たに任命された監査委員2名について、監査概要の事前説明を行い、監査等を円滑に補助することができた。